

【重要】

～詳しくは県高齢者福祉課のホームページをご確認ください。～

事 務 連 絡

令和 7 年 5 月 1 2 日

各指定訪問介護事業所管理者 様
(松江市に所在する事業所を除く)

島根県健康福祉部高齢者福祉課
居宅サービス係

訪問介護事業の中山間地域等における小規模事業所加算の 弾力的な取扱いについて（通知）

この度、厚生労働省から、中山間地域等の小規模事業所の経営の安定化を早期に図る観点から、以下のとおり中山間地域等に係る加算の取得要件の弾力化を令和 7 年 5 月の算定分から適用する旨の通知がありましたのでお知らせします。

各事業所におかれましては、改正内容を確認いただき、新たに中山間地域等における小規模事業所加算を取得される場合は、必要書類により、令和 7 年 5 月 26 日（月）までに、「電子申請・届出システム」にて申請ください。

記

1. 改正概要

※国の改正通知を県ホームページに載せていますので、詳しくはそちらをご覧ください。

「厚生労働大臣が定める地域」に所在する「小規模な訪問介護事業所」に対する『小規模事業所加算（10%加算）』の要件を、当分の間、弾力化することとし、次の①②の要件をいずれも満たす事業所においては、所定の手続きを行うことにより、令和 7 年 5 月算定分から加算対象とする。

- ① 特別地域加算を受けていない事業所であって、辺地、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域に所在する事業所等

※島根県内の過疎地域は県ホームページトップから「島根県の過疎対策」で検索できます。なお、松江市と出雲市の一部を除く県内全域が対象となっています。

- ② 「前年度のいずれかの月における延べ訪問回数」が「概ね 400 回程度以下」の事業所等

（補足 1）現行要件は、「前年度のひと月当たりの平均延べ訪問回数が 200 回以下の事業所のみ対象」としている。

（補足 2）今回の弾力化により、例えば「前年度のひと月当たりの平均訪問回数が月 600 回以下」であっても、「年間 12 か月のうちのいずれかひと月が 400 回程度以下の要件を満たしていれば加算対象となる」という緩和措置。

2. 申請書類

※必要書類は、県ホームページからダウンロードして使用ください。

- (1) 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
(別紙2—中山間地域等における小規模事業所加算限定)
- (2) 介護給付費算定に係る体制状況等一覧表(別紙1—1)
- (3) 中山間地域等における事業所規模算出表(参考様式)

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 > 在宅サービス > 訪問介護
の冒頭にあるお知らせ(【重要】中山間地域等における小規模事業所加算の弾力的な取扱いについて)からダウンロードできます。

3. 申請方法・提出期限

※提出期限は今回の「中山間地域等における小規模事業所加算」に限定した取扱いとします。

※その他の加算については、通常どおり、加算を算定する前月の15日までの提出が必要です。

(申請方法) 電子申請・届出システム

(申請期限) 令和7年5月26日(月)

※なお、どうしても電子申請ができない場合は、県高齢者福祉課代表メールアドレス(kourei@pref.shimane.lg.jp)まで必要書類をお送りください。その場合の申請期限も上記期限と同じとします。

4. 問い合わせ先

島根県高齢者福祉課居宅サービス係 俵、小松原

TEL 0852-22-5256、5798